

令和6年度渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付要領

令和6年4月1日から適用

本助成金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、東京圏の大学生の本市への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的に、予算の範囲内において、地方移住・就活学生支援事業助成金を交付します。	
内容	助成対象者	助成対象となるのは、渋川市地方就職支援金の交付決定を受けた者又は交付決定を受けようとする者です。
	助成対象経費	助成対象となるのは、就職活動に関する規定「就職・採用活動日程に関する考え方」に沿った卒業年度の採用面接にかかる交通費の自己負担額から渋川市地方就職支援金の交付決定額を除いた費用です。
	助成金額	助成対象経費の全額とし、6,000円を限度とします。 上記の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この助成金の事業全体の補助限度額は、渋川市地方就職支援金と併せて96,000円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
手続等	交付申請の方法、時期等	<p>助成対象者は、渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、渋川市地方就職支援金の交付申請時に提出している場合は、添付書類の省略を認めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 写真付き身分証明書 (2) 在学証明書 (3) 交通費の領収書 (4) 内定先企業の内定を証明できる書類 (5) 移住元の住所を確認できる書類 (6) その他市長が必要と認める書類 <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>助成金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
		渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付請求書（様式

請求の方法、支払 時期等	第3号)により請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し 又は助成金の返還	<p>次の場合は、交付金の交付決定の全額又は一部が取り消され、交付金の全額又は半額の返還を請求することとします。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めた場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 全額の返還</p> <p>ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合</p> <p>イ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合</p> <p>ウ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合</p> <p>エ 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除きます)</p> <p>オ 本市への転入日から3年未満で本市から転出した場合</p> <p>(2) 半額の返還</p> <p>本市への転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合</p>
申請書等の様式	<p>渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第2号)</p> <p>渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付請求書(様式第3号)</p> <p>渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金交付決定取り消し通知書(様式第4号)</p> <p>渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金返還命令書(様式第5号)</p>
その他	助成助対象者は、申請に関する書類を備え付け、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	<p>渋川市役所市民協働推進課(本庁舎)</p> <p>電話 0279-22-2401(直通)</p> <p>0279-22-2111(内線2182)</p> <p>メールアドレス iju@city.shibukawa.gunma.jp</p>